

秋田市告示第190号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、胸部検診に係る検診料の徴収および収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年6月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の住所および氏名
秋田市八橋南一丁目8番2号
一般社団法人秋田市シルバー人材センター
理事長 野 口 良 孝
- 2 委託の期間
令和5年6月2日から同年12月31日まで